

# とちぎ健康経営事業所認定証

椎名・宮崎  
社会保険労務士法人 様

とちぎ健康経営事業所認定制度  
実施要領第5条第1項に基づき  
とちぎ健康経営事業所として認定します



とちぎ健康経営事業所

有効期間 令和 2 (2020)年 8 月 1 日から  
令和 5 (2023)年 7 月 31 日まで

令和 2 (2020)年 8 月 1 日

栃木県知事 福田 富一



全国健康保険協会 栃木支部  
支部長

宮崎 務

